



平成26年5月8日

各 位

会 社 名 中 部 飼 料 株 式 会 社
(コード番号 2053 東証・名証第1部)
代表者名 取締役社長 平 野 宏
問合せ先 総務人事部長 井 藤 直 樹
(TEL 052-562-2010)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月27日開催予定の第67期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業の目的事項の一部変更

今後の新たな事業展開に備えるため、事業の目的事項を一部変更するものであります。

(2) 取締役の任期を2年から1年に変更

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制を構築することを目的として、取締役の任期を2年から1年にするものであります。

(3) 取締役の任期変更にとまなう変更

会社法459条第1項各号に定める事項が取締役会決議で可能となることを受けて、剰余金の配当を取締役会決議でも可能とするものであります。また、会社法上、取締役会決議で自己株式の取得が可能となることを受けて自己株式の取得に関する規程を削除するものであります。

(4) 社外取締役の責任免除規程の新設

独立性や専門性の高い有能な社外取締役の招聘を可能とし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき社外取締役の責任を限定する契約を締結できる旨の規程を新設するものであります。

(5) 補欠監査役の予選の効力を定める規程の新設

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、社外監査役にふさわしい人材確保のため、補欠監査役の選任決議の効力を2年とする規程を新設するものであります。

(6) その他の変更

上記変更に伴う重複条項の統合、条数の繰り下げ、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

【 現行定款 】	【 変更案 】
第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 飼料の製造および販売 (2) 【記載省略】 (3) 肥料の製造および販売<u>並びに</u>輸出入 (4) 【記載省略】 (5) <u>畜産水産物</u>の加工および販売 (6) 魚類の養殖および販売 (7) ～ (11) 【記載省略】 <u>第 7 条 (自己の株式の取得)</u> <u>当社は、会社法第165条第2項により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> 第 <u>8</u> 条～第 <u>11</u> 条 【記載省略】 第 <u>12</u> 条 (基 準 日) 【記載省略】 2 前項にかかわらず、必要がある場合には、<u>予め</u>公告し、臨時に基準日を定めることができる。 第 <u>13</u> 条 (株式取扱規則) 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。 第 <u>14</u> 条～第 <u>22</u> 条 【記載省略】 第 <u>23</u> 条 (任 期) 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 飼料の製造および販売<u>ならびに</u>輸出入 (2) 【現行どおり】 (3) 肥料の製造および販売<u>ならびに</u>輸出入 (4) 【現行どおり】 (5) <u>農畜産水産物</u>の加工および販売<u>ならびに</u>輸出入 (6) 魚類の養殖および販売<u>ならびに</u>輸出入 (7) ～ (11) 【現行どおり】 【削 除】 第 <u>7</u> 条～第 <u>10</u> 条 【現行どおり】 第 <u>11</u> 条 (基 準 日) 【現行どおり】 2 前項にかかわらず、必要がある場合には、<u>あらかじめ</u>公告し、臨時に基準日を定めることができる。 第 <u>12</u> 条 (株式取扱規則) 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。 第 <u>13</u> 条～第 <u>21</u> 条 【現行どおり】 第 <u>22</u> 条 (任 期) 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

【 現行定款 】	【 変更案 】
2 【記載省略】 第24条（代表取締役および役付取締役） 【記載省略】 3 取締役会はその決議によって、取締役相談役1名を選定することができる。 4 取締役会はその決議によって、取締役最高顧問1名、取締役顧問若干名を選定することができる。 第25条～第28条【記載省略】 第29条（取締役会規定） 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるほか、取締役会の定める取締役会規定による。 第30条【記載省略】 【新 設】 【新 設】 第33条～第37条【記載省略】 第38条（監査役会規定） 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるほか、監査役会の定める監査役会規定による。 第39条～第41条【記載省略】	2 【現行どおり】 第23条（代表取締役および役付取締役） 【現行どおり】 3 取締役会はその決議によって、取締役相談役1名、<u>取締役最高顧問1名、取締役顧問若干名</u>を選定することができる。 【削 除】 第24条～第27条【現行どおり】 第28条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるほか、取締役会の定める取締役会<u>規程</u>による。 第29条【現行どおり】 第30条（社外取締役の責任免除） <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 第33条（補欠監査役の予選の効力） <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあつた株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> 第34条～第38条【現行どおり】 第39条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるほか、監査役会の定める監査役会<u>規程</u>による。 第40条～第42条【現行どおり】

【 現行定款 】	【 変更案 】
<u>第42条（期末配当金）</u> <u>当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u> 【新 設】 第43条、第44条【記載省略】	<u>第43条（剰余金の配当等の決定機関）</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u> <u>第44条（剰余金の配当の基準日）</u> <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> 第45条、第46条【現行どおり】

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定 平成26年6月27日（金）
定款変更効力発生日 平成26年6月27日（金）

以上